

令和 7 年 1 1 月 1 7 日

質 問 回 答 書

件 名 第 3 期統合仮想基盤構築業務

次のとおり回答します。

資料名	項目番号 または ページ番 号	質問	回答
第 3 期統合 仮想基盤構 築業務 【基本要件 確認書】	項目 1	記載要件： 「稼働中の仮想サーバを安全、確実に移行し、各業務システムを継続して使用可能とすること」 既存の仮想サーバを新仮想基盤へ移行するにあたり、移行ツール（Move）により行う。 Q1. 移行において、以下のケースが発生した場合、新仮想基盤に新規 VM を作成するまでを作業範囲としたいがよろしいか。（OS 詳細設定やシステム再構築は、自治体様作業） -移行ツールによる移行処理自体が NG となる場合。 -移行後の動作試験（業務システムベンダ）での不具合等が発生し、対応策の目途がたたない場合 Q2. この場合（新規 VM 提供）においても、項目 1 の『各業務システムを継続して使用する』の仕様を充足すると弊社は考えるが、よろしいか。	川口市側でのシステム再構築は考えておらず、原則として、受注者側で移行を完結するものとします。 ただし、ご提案のケースが発生した場合は協議するものとします。
第 3 期統合 仮想基盤構 築業務 【基本要件 確認書】	項目 29	記載要件： 「新規機器と現行機器との接続などに関して、現行機器に変更が加えられる場合は、受託事業者が責任をもって現行事業者に指示すること。	認識に相違ありません。

		現行事業者での設定変更や支援が必要な場合はその内容について提示すること」 Q. 既存セグメント（既存 VM、仮想 RT・FW・LB が配置）と弊社が準備する L3SW のポートを既存 L3SW（Nexus01/02P）の Trunk ポートで接続することを予定している。 （タグ VLAN による L2 延伸） この接続にあたり、既存 L3SW 側の必要作業（設計・設定・施工）を、お客様（既存ベンダ様等）にてご準備頂く想定だが、認識は合うか？	
第 3 期統合 仮想基盤構 築業務 【基本要件 確認書】	項目 5	記載要件：UPS、ラック、空調 Q. 弊社提案において、鳩ヶ谷庁舎の既存ラックに NW 機器類を搭載させていただく予定である。 その際、機器搭載に必要なラック搭載スペースならびに必要な電源（既存共用 UPS より供給）については、自治体様にて調整・確保頂ける認識でよろしいか？	認識に相違ありません。
第 3 期統合 仮想基盤構 築業務 【機能要件 確認書】	項目 46	記載要件： 契約の準拠法を日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする ・慣例として、双方の所在地である、さいたま地方裁判所を選定するケースが多く、弊社標準契約書でもさいたま地方裁判所が指定されているが、東京地方裁判所を選定する理由はなにか、あるか。（支障なければ、さいたま地方裁判所としたいが可能か。）	東京地方裁判所またはさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを認めます。
第 3 期統合 仮想基盤構 築業務 【公募型プ ロポーザル 実施要領】	項目 4	記載要件： 賃貸借に係る費用の見積にあたっては、リース料率 2 % で積算 ・物品を発注するにあたって、リース会社との契約締結が必要と考える。	リース会社は別途指名競争入札で決定します。 入札は令和 8 年 4 月以降を予定しています。

		については以下について教示いただきたい。 -別途川口市様にてリース会社を決定する認識でよろしいか。 -上記の場合、業者決定後、リース会社決定時期はいつくらいとなるか。	
第3期統合仮想基盤構築業務【機能要件確認書】	項目 22	記載要件： データセンターまでの回線は専用線（閉域網）とし、十分な帯域が確保できる回線とすること。また、冗長構成とし障害発生時に切替できること。 ・主回線はもとより、従回線もギャランティ回線での構成が必要と考えているが認識はあうか。	機能要件確認書の項番 22 の記載要件を満たしていれば、回線の構成に指定はありません。なお、従回線も主回線と同等の帯域を得られることを想定しています。
第3期統合仮想基盤構築業務【公募型プロポーザル実施要領】	項目 12	記載要件： 川口市職員で構成する（中略）プロポーザル選定委員会において、（中略）優先交渉権者を選定する。 ・支障なければ、選定委員会の構成者と人数を教示頂きたい。	選定委員は、企画財政部長、財政課長、情報政策課長、情報政策課職員の計 11 名。
第3期統合仮想基盤構築業務評価基準	-	・審査点は、3 点の「標準的である」を基準点とし、加点は+2 点、減点は-3 点のレンジで採点されると認識したが、あうか。	認識に相違ありません。ただし各評価点は配点係数をかけた点数となります。詳しくは第3期統合仮想基盤構築業務優先交渉権者決定基準を参照してください。